



鳥取県公報

平成16年 3月30日(火)
号外第41号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県採石条例施行規則 (19) (治山砂防課)	5
	鳥取県砂利採取条例施行規則 (20) (")	29

—— 公布された規則のあらまし ——

鳥取県採石条例施行規則

1 目的 (第1条関係)

この規則は、鳥取県採石条例 (以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めることを目的とすることとした。

2 用語 (第2条関係)

この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例によることとした。

3 採石認可の申請書 (第3条関係)

採石法 (以下「法」という。) の規定による岩石採取計画の認可の申請書は、採石計画認可申請書によることとした。

4 変更認可の申請等 (第4条関係)

(1) 法の規定による採石の認可計画の変更の認可の申請は、認可計画変更認可申請書を提出して行うこととした。

(2) 採石法施行規則に規定する軽微な変更該当する変更を定めることとした。

(3) 法の規定による採石の認可計画の軽微な変更の届出は、認可計画軽微変更届を提出して行うこととした。

5 跡地の防災措置の履行確保 (第5条関係)

(1) 条例の規定による採石場の跡地の防災措置を行うことについての他者の保証 (以下「跡地防災保証」という。) は、次に掲げる機関 (債務超過、破産等当該保証を行う機関として適当でない) と知事が認めるものを除く。) が行うこととした。

ア 社団法人鳥取県採石協会

イ その他アに掲げる機関と同等の能力を有すると知事が認める機関

(2) 跡地防災保証の内容は、次に掲げる措置を行うこととした。

ア 通常想定される降雨等の気象の変化に対応できる沈砂池等を設置し、隣接地に悪影響を及ぼさないようにする措置

イ 土堤又は柵の設置その他の採石場の跡地への関係者以外の者の進入を防止するための措置

(3) 認可申請には、跡地防災保証を行う機関と締結した保証の契約を証する書類等当該保証を受けていることが確認できる書類を添付することとした。

6 業務報告等 (第6条関係)

条例の規定による採石の業務の報告は、業務状況報告書を提出して行うこととした。

7 認可状況の公表（第7条関係）

採石認可の状況の公表は、報道機関に対する資料の提供等の方法により行うこととした。

8 採石認可の基準（第8条関係）

- (1) 条例の規定による採石場の区域の図面等は、5万分の1の縮尺の位置図等とすることとした。
- (2) 条例の規定による採石場の区域と隣接地との境界及び掘削区域と保全区域との境界の明示の方法は、境界杭又は境界標識の設置等とすることとした。
- (3) 条例の規定による採取をする岩石の種類の確認の方法は、試掘、溝切り（溝の切り開きをいう。以下同じ。）等の方法とすることとした。
- (4) 条例の規定による採石の期間を定めることとした。
- (5) 条例の規定による岩石の賦存の状況の確認の方法は、試掘、溝切りその他の知事が適当と認める方法とすることとした。
- (6) 条例の規定による採石の工程ごとに、必要とされる機械、設備その他の施設の種類及び能力等は、採石施工計画に定めることとした。
- (7) 条例の規定による採取をする岩石の種類に応じた採石の方法を定めることとした。
- (8) 条例の規定による採石に伴う災害を防止するための事項は、掘削作業計画に記載することとした。
- (9) 条例の規定による採石場の区域内への措置は、柵、境界の標識等の設置とすることとした。
- (10) 条例の規定による掘削区域と隣接地の境界との間における保全区域の幅を定めることとした。
- (11) 条例の規定による採石に係る掘削をする勾配の角度を定めることとした。
- (12) 条例の規定による採掘をする際の落石等の防止のため知事が必要と認めるときの措置は、金網、土堤等の設置とすることとした。
- (13) 条例の規定による最終掘削面の最も低い場所と最も高い場所の高低差（以下「最終高低差」という。）を定めることとした。
- (14) 条例の規定による最終掘削面の設ける小段の幅は、10メートルとすることとした。
- (15) 条例の規定による岩石の種類等に応じた高低差を定めることとした。
- (16) 条例の規定による掘削の作業を行う平地とその直前又は直後に当該作業を行う平地の高低差を定めることとした。
- (17) 条例の規定による原石等の運搬に伴う騒音等による災害の防止に関する事項は、岩石運搬計画に記載することとした。
- (18) 条例の規定による汚濁した水の採石場の区域外への放流の防止に関する事項は、汚濁水等処理計画に記載することとした。
- (19) 条例の規定による汚濁した水の採石場の区域外への流出を防止する施設に係る排水に関する要件は、次に掲げるとおりとすることとした。
 - ア 地滑り等により崩壊する危険がない場所に設置されていること
 - イ 通常想定される雨量に十分に対応できる処理能力があること
 - ウ 河川等公共用水域に接続する排水路は、再汚濁を防止し、通水能力を維持できるコンクリート造りその他の堅固な構造とすること
 - エ 沈殿池は、処理能力を維持し得るコンクリート造りその他の堅固な構造とすること
 - オ 沈殿池は、必要に応じ泥水に浮遊する泥等の沈降を促進する薬剤の投入その他の沈降を促進するための措置を講ずることができるものとする
 - カ 沈殿池は、1系統がしゅんせつ等で使用不能のときにも汚濁した水の処理を続けられるよう、原則として2系統設置すること
 - キ 沈殿池及び沈砂池については、これらが有効に機能するよう、必要な水深を維持するためのしゅんせつその他の必要な措置をとること
 - ク しゅんせつした土砂については、十分脱水した後堆積場に堆積することその他の適切な措置を講ず

ること

ケ 採石の工程ごとにアからクまでに掲げる措置等を講ずる必要があるときは、それぞれの工程に応じて当該措置を講ずること

(20) 条例の規定による跡地の防災措置等に関する事項は、採取跡地整理計画に記載することとした。

(21) 条例の規定による採掘が終了したときの残壁の崩壊等を防ぐための措置は、のり面の整形、のり面の緑化等の保護工事を行う措置とすることとした。

(22) 条例の規定による廃土又は廃石の堆積の方法等に関する事項は、廃土等堆積計画に記載することとした。

(23) 条例の規定による堆積場の要件は、次に掲げるとおりとすることとした。

ア 近くに人家、構築物等が存在しないこと

イ 土砂の流入が少ないこと

ウ 山崩れ、地滑り等のおそれがないこと

エ 集水量の大きい地形でないこと

オ 湧水量が少ない基礎地盤であること

カ 河川の付近でないこと

キ その他堆積を行う用地として不適切な場所でないこと

(24) 条例の規定による堆積場における廃土又は廃石の堆積に当たっての措置は、次に掲げるとおりとすることとした。

ア 安定計算を行い、その安全性を確認すること

イ 水平層状堆積法で堆積すること

ウ 堆積後は、芝張り、石張り、植栽等を行い、堆積した廃土又は廃石を安定させる措置をとること

9 委任（第9条関係）

この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

10 施行期日

この規則は、平成16年4月1日から施行することとした。

鳥取県砂利採取条例施行規則

1 目的（第1条関係）

この規則は、鳥取県砂利採取条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とすることとした。

2 用語（第2条関係）

この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例によることとした。

3 採取認可の申請書（第3条関係）

砂利採取法（以下「法」という。）の規定による砂利の採取の認可の申請書は、採取計画認可申請書によることとした。

4 変更認可の申請（第4条関係）

法の規定による砂利採取の認可の変更認可の申請は、認可採取計画変更認可申請書を提出して行うこととした。

5 埋戻し保証（第5条関係）

(1) 砂利採取業者に代わって砂利採取の跡地の埋戻しを行うことについての保証（以下「埋戻し保証」という。）は、次に掲げる機関（債務超過、破産等により当該保証を行う機関として適当でないこと知事が認めるものを除く。）が行うこととした。

ア 中小企業等協同組合法の規定に基づき鳥取県知事の認可を受けて設立された中小企業等協同組合で、当該組合に属する砂利採取業者のために必要な事業を行うもの

イ 財団法人鳥取県建設技術センター

ウ その他ア又はイに掲げる機関と同等の能力を有すると知事が認める機関

(2) 埋戻し保証の内容は、砂利採取場の砂利採取後の埋戻しとすることとした。

(3) 認可申請には、埋戻し保証を行う機関と締結した保証の契約を証する書類の写しその他の当該保証を受けていることが確認できる書類を添付することとした。

6 業務報告等 (第6条関係)

(1) 条例の規定に基づく砂利採取の業務の報告 (以下「業務報告」という。) は、砂利採取業者が採取認可を受けた日及び前回の業務報告をした日からそれぞれ3月を経過した日の属する月の末日現在の業務の状況について、その翌月の10日 (10日が鳥取県の休日定める条例に規定する休日 (以下「休日」という。) に当たるときは、その直後の休日でない日とする。) までに行わなければならないこととした。

(2) 砂利採取場が農地であるときは、(1)に定めるところによるほか、次に掲げる状況となった日現在の状況についての業務報告を、その日から10日を経過する日までに行わなければならないこととした。

ア 現に認可を受けている採取認可に係る掘削を完了したとき

イ 地下水位線 (当該砂利採取場において湧出した地下水等の水面と当該砂利採取場の掘削に係るのり面が交わる線をいう。以下同じ。) まで埋戻しを終了したとき

ウ 地下水位線の上部の条例で定める上層との境界線まで埋戻しを終了し、その段階における当該埋戻しの表面において、当該砂利採取場における排水を確保するために透水性のある砂で埋戻しを行うべき溝 (以下「透水溝」という。) の開削を終了したとき

エ 埋戻しを完了したとき

(3) 業務報告は、業務状況報告書を提出して行うこととした。

7 認可状況の公表 (第7条関係)

条例の規定に基づく認可の状況の公表は、報道機関に対する資料の提供等の方法により行うこととした。

8 採取認可の基準 (第8条関係)

(1) 条例の規定による砂利採取場の区域を表示する図面等は、5万分の1の縮尺の位置図等とすることとした。

(2) 条例の規定による砂利採取場の区域と隣接地との境界の明示の方法は、境界杭又は境界標識の設置等の方法とすることとした。

(3) 知事は、次に掲げる場合において、採取の期間が1年以下では砂利採取及び跡地の埋戻しを適切に行うことができないと認めるときは、このために必要な期間 (月単位とする。) を1年に加えた期間を採取の期間として採取認可をすることができることとした。

ア 採取に係る面積が1ヘクタールを超えるとき

イ 地下水位が高いため、跡地の埋戻しに当たり、地盤を強化する必要があり、これに期間を要するとき

ウ 埋戻しを12月から翌年3月までの間に行わなければならないとき

エ アからウまでに定めるもののほか、これらの事由と同等の事由があると認められるとき

(4) 条例の規定による砂利採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関して知事が必要と認める事項は、砂利採取施工計画に記載することとした。

(5) 条例の規定による除去をした表土の処理方法等に関する事項は、掘削作業計画に記載することとした。

(6) 条例の規定による砂利採取場の区域内への措置は、柵、境界の標識等の設置とすることとした。

(7) 条例の規定による砂利の堆積の深さ等に応じた砂利を掘削する深さを定めることとした。

(8) 条例の規定による砂利の種類等に応じた砂利を掘削する深さを定めることとした。

(9) 条例の規定による砂利の種類等に応じた砂利を掘削する角度を定めることとした。

(10) 条例の規定による保安距離を定めることとした。

- (11) 条例の規定による汚濁水等の砂利採取場の区域外への流出を防ぐための事項は、汚濁水等処理計画に記載することとした。
- (12) 条例の規定による埋戻しに関する事項は、採取跡地埋戻し計画に記載することとした。
- (13) 条例の規定による埋戻し後の排水を確保するための措置は、次のいずれかの措置とすることとした。
- ア 透水溝を掘削し、これを透水性のある土砂で埋め戻して、透水層を設置すること
- イ 認可申請をした砂利採取業者が定めた埋戻し後の排水を確保する措置で、知事が適当と認めるもの
- (14) 条例の規定による農地としての機能を維持するために必要な上層の深さを確保するための土砂は、掘削前の表土、耕作に適した微細な土砂その他の知事が適切と認める土砂とすることとした。
- (15) 条例の規定による砂利採取場の周辺道路の汚損及び出入りする車両による事故を防ぐために知事が必要と認める事項は、砂利運搬計画に記載することとした。
- 9 委任（第9条関係）
この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。
- 10 施行期日
この規則は、平成16年4月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県採石条例施行規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第19号

鳥取県採石条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(採石認可の申請書)

第3条 採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）第33条の3第1項に規定する申請書は、採石計画認可申請書（様式第1号）によるものとする。

(変更認可の申請等)

第4条 法第33条の5第1項の規定による申請は、認可計画変更認可申請書（様式第2号）を提出して行うものとする。

2 採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の16の2第1項に規定する軽微な変更は、別表に定める変更とする。

3 法第33条の5第2項の規定による届出は、認可計画軽微変更届（様式第3号）を提出して行うものとする。
(跡地防災保証)

第5条 条例第6条第3号の規則で定める保証（以下「跡地防災保証」という。）は、次に掲げる機関（債務超過になっていること、破産の宣告を受けたこと等により、当該保証を行う機関として適当でないと知事が認めるものを除く。）が行うものとする。

(1) 社団法人鳥取県採石協会

(2) その他前号に掲げる機関と同等の能力を有すると知事が認める機関

2 跡地防災保証の内容は、次に掲げる措置を行うこととする。

(1) 通常想定される降雨等の気象の変化に対応できる沈砂池、沈殿池又は土堤を設置し、隣接地に悪影響を及ぼさないようにする措置

(2) 土堤又は柵の設置その他の採石場の跡地への関係者以外の者の進入を防止するための措置

3 認可申請には、当該跡地防災保証を行う機関と締結した保証の契約を証する書類の写しその他の当該保証を受けていることが確認できる書類を添付するものとする。

(業務報告等)

第6条 条例第10条第1項の規定に基づく報告は、業務状況報告書（様式第4号）を提出して行うものとする。

(認可状況の公表)

第7条 条例第11条の規定に基づく公表は、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対する資料の提供、県公報又は県の広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

(採石認可の基準)

第8条 条例別表の1の項の基準の欄の(1)の規則で定める図面等は、5万分の1の縮尺の位置図、見取図、現況の実測平面図、実測横断面図、実測縦断面図、丈量図及び不動産登記法（明治32年法律第24号）第17条に規定する地図の写しとする。

2 条例別表の1の基準の欄の(3)の規則で定める方法は、境界杭又は境界標識（くい）の設置その他の知事が適当と認める方法とする。

3 条例別表の2の項の基準の欄の(1)の規則で定める方法は、試掘、溝切り（溝の切り開きをいう。以下同じ。）その他の知事が適当と認める方法とする。

4 条例別表の2の項の基準の欄の(3)の採取の期間は、次の表の項目の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間とする。ただし、法令、土地所有者その他採石を行う土地に関し第三者に対抗する権利を有する者との契約その他の事由により、採取の期間が制限されるときは、当該制限された期間を超えないものとする。

項	目	期 間	
1 認可申請を行う採石業者（以下「申請者」という。）が、当該認可の申請を行った日（以下「申請日」という。）前5年の間に採石を行っている場合	(1) 申請者が直前認可期間（申請日の直前に受けた採石認可に係る採取の期間をいう。以下同じ。）内に法第32条の10第1項、第33条の12若しくは第33条の13第2項の規定による処分（以下「法による処分」という。）又は条例第8条第1項若しくは第2項の規定による指導（以下「条例による指導」という。）を受けておらず、かつ、申請日前2年の間、法による処分又は条例による指導を受けていないとき。	ア 採取をする岩石が真砂土、その他これに類する風化した岩石（以下「風化岩石」という。）であり、かつ、当該採石場の面積が1ヘクタール未満であるとき。	3年。ただし、当該認可申請に係る跡地防災保証が第5条第1項第1号に掲げる者のもの（以下「協会保証」という。）であるときは、5年とする。
		イ ア以外のとき。	5年
	(2) 直前認可期間内に法による処	ア 採取をする岩石が	2年。ただし、当該

	分を受けておらず、かつ、申請日前2年の間、法による処分を受けていないとき ((1)に該当するときを除く。) 又は当該処分を申請日前2年の間には受けたが申請日前1年の間には受けていないとき。	風化岩石であり、かつ、当該採石場の面積が1ヘクタール未満であるとき。	認可申請に係る跡地防災保証が協会保証であるときは、3年とする。
	(3) (1)及び(2)以外のとき。	イ ア以外のとき。	3年
			1年
2 1以外の場合			3年

- 5 条例別表の3の項の基準の欄の規則で定める方法は、試掘、溝切りその他の知事が適当と認める方法とする。
- 6 条例別表の5の項の基準の欄の(1)に掲げる事項は、採石施工計画(様式第5号)に定めるものとする。
- 7 条例別表の5の項の基準の欄の(2)の規則で定める方法は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の採掘方法の欄に定めるとおりとする。

岩石の種類等	採掘方法
1 露天採掘で採取が可能な岩石	機械掘り又は手掘りで行う階段採掘法
2 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石	機械掘り又は手掘りで行う中断式、残柱式又は柱房式の採掘法

- 8 条例別表の6の項の基準の欄の(1)に掲げる事項は、掘削作業計画(様式第6号)に記載するものとする。
- 9 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のアの規則で定める措置は、柵、境界の標識、危険区域を表示する板その他の知事が適当と認める設備の設置とする。
- 10 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のウの規則で定める距離は、次の表の隣接地の利用状況の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の距離の欄に定める距離とする。

隣接地の利用状況	距離
1 道路、河川、鉄道その他の公共施設が存するとき。	30メートル
2 宅地、墓地等で構築物が存するとき。	
3 採掘について森林法(昭和26年法律第249号)に基づく開発行為の許可(以下「森林開発許可」という。)が必要なとき。	
4 1から3までに該当しないとき。	5メートル

- 11 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のエの規則で定める角度は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の角度の欄に定める角度とする。

岩石の種類等	角 度			
1 表土	(1) 採掘について森林開発許可が必要な土地	35度(掘削後の平均勾配35度)		
	(2) (1)以外の土地	40度(掘削後の平均勾配40度)		
2 露天採掘で採取が可能な岩石	(1) 砕石用原石(砕石の用に供される原石をいう。以下同じ。)	ア 採掘について森林開発許可が必要であるとき。	(ア) 軟岩	60度(掘削後の平均勾配60度)
			(イ) (ア)以外	75度(掘削後の平均勾配60度)
		イ ア以外のとき。		75度(掘削後の平均勾配60度)
	(2) 石材用原石(石材の用に供される原	ア 採掘について森林開発許可が必要であ	(ア) 軟岩	60度(掘削後の平均勾配60度)

	石をいう。以下同じ。)	るとき。	(イ) (ア)以外	90度 (掘削後の平均勾配70度)
		イ ア以外るとき。		90度 (掘削後の平均勾配70度)
	(3) 風化岩石	ア 採掘について森林開発許可が必要であるとき。	(ア) 風化の著しい岩石	40度 (掘削後の平均勾配35度)
			(イ) (ア)以外	35度 (掘削後の平均勾配35度)
	イ ア以外るとき。			45度 (掘削後の平均勾配35度)
(4) 工業原料用原石 (工業の原料の用に供される原石をいう。以下同じ。)	採掘をする岩石の質、採掘条件等に応じ、(1)から(3)までに準じて知事が定める角度			
3 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石				採掘をする岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が別に定める角度

12 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のオの規則で定める措置は、金網、土堤、石垣、コンクリートよう壁その他の知事が適当と認める施設の設置とする。

13 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のキの規則で定める高低差は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の高低差の欄に定める高低差とする。

岩石の種類等		高低差
1 露天採掘で採取が可能な岩石	(1) 砕石用原石	100メートル
	(2) 石材用原石	
	(3) 風化岩石	50メートル
	(4) 工業原料用原石	採掘をする岩石の質、採掘条件等に応じ、(1)から(3)までの区分に応じた高低差に準じて知事が定める高低差
2 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石		採掘をする岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が別に定める高低差

14 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のクの規則で定める幅は、10メートルとする。

15 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のケの規則で定める高低差は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の高低差の欄に定める高低差とする。

岩石の種類等		高低差
1 露天採掘で採取が可能な岩石	(1) 砕石用原石	20メートル
	(2) 石材用原石	
	(3) 風化岩石	5メートル
	(4) 工業原料用原石	採掘をする岩石の質、採掘条件等に応じ、(1)から(3)までの区分に応じた高低差に準じて知事が定める高低差
2 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石		採掘をする岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が別に定める高低差

16 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のケの規則で定める高低差は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の高低差の欄に定める高低差とする。

岩石の種類等	高低差

1 露天採掘で採取が可能な岩石	(1) 砕石用原石	15メートル
	(2) 石材用原石	20メートル(1回の切断に係る高低差は、5メートル以下)
	(3) 風化岩石	5メートル
	(4) 工業原料用原石	採掘をする岩石の質、採掘条件等に応じ、(1)から(3)までの区分に応じた高低差に準じて知事が定める高低差
2 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石	採掘をする岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が別に定める高低差	

- 17 条例別表の6の項の基準の欄の(2)に掲げる事項は、岩石運搬計画(様式第7号)に記載するものとする。
- 18 条例別表の6の項の基準の欄の(3)に掲げる事項は、汚濁水等処理計画(様式第8号)に記載するものとする。
- 19 条例別表の6の項の基準の欄の(3)のイの規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 地滑り等により崩壊する危険がない場所に設置されていること。
 - (2) 通常想定される雨量に十分に対応できる処理能力があること。
 - (3) 河川等公共用水域に接続する排水路は、再汚濁を防止し、通水能力を維持できるコンクリート造りその他の堅固な構造とすること。
 - (4) 沈殿池は、処理能力を維持し得るコンクリート造りその他の堅固な構造とすること。
 - (5) 沈殿池は、必要に応じ泥水に浮遊する泥等の沈降を促進する薬剤の投入その他の沈降を促進するための措置を講ずることができるものとする。
 - (6) 沈殿池は、1系統がしゅんせつ等で使用不能のときにも汚濁した水の処理を続けられるよう、原則として2系統設置すること。
 - (7) 沈殿池及び沈砂池については、これらが有効に機能するよう、必要な水深を維持するためのしゅんせつその他の必要な措置をとること。
 - (8) しゅんせつした土砂については、十分脱水した後堆積場に堆積することその他の適切な措置を講ずること。
 - (9) 採石の工程ごとに前各号に掲げる措置等を講ずる必要があるときは、それぞれの工程に応じて当該措置を講ずること。
- 20 条例別表の6の項の基準の欄の(4)に掲げる事項は、採取跡地整理計画(様式第9号)に記載するものとする。
- 21 条例別表の6の項の基準の欄の(4)のイの規則で定める措置は、のり面の整形、のり面の緑化、小段の設置、金網の設置、土堤の設置、石垣の構築、コンクリートよう壁の設置その他の知事が適当と認める保護工事を行う措置とする。
- 22 条例別表の7の項の基準の欄のアからキまでに掲げる事項は、廃土等堆積計画(様式第10号)に記載するものとする。
- 23 条例別表の7の項の基準の欄のアの規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 近くに人家、構築物等が存在しないこと。
 - (2) 土砂の流入が少ないこと。
 - (3) 山崩れ、地滑り等のおそれがないこと。
 - (4) 集水量の大きい地形でないこと。
 - (5) 湧水量が少ない基礎地盤であること。
 - (6) 河川の付近でないこと。
 - (7) その他堆積を行う用地として不適切な場所でないこと。

24 条例別表の7の項の基準の欄のオの規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 安定計算を行い、その安全性を確認すること。
- (2) 水平層状^{たい}堆積法^{たい}で堆積すること。
- (3) 堆積後は、芝張り、石張り、植栽等を行い、堆積した^{たい}廃土又は^{たい}廃石を安定させる措置をとること。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

項 目	事 項
1 採石場の区域	(1) 条例別表の基準の範囲内における当該採石場の区域の縮小 (2) 所有権その他当該採石場の区域内の土地に関する権利の変動 (3) 当該採石場の区域内の土地の地目の変更 (4) 当該採石場の区域内の土地に係る分筆又は合筆
2 採取をする岩石の種類及び数量並びに採取の期間	(1) 採取をする岩石の数量の減少 (2) 採取の期間の短縮
3 採取をする岩石の用途	製品別内訳の変更
4 採石の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	採取の期間内での工程の変更
5 採石に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	(1) 条例別表の基準の範囲内における掘削区域の縮小 (2) 条例別表の基準の範囲内における掘削 ^{まう} 勾配の緩和(採取をする岩石の数量が減少する場合に限る。) (3) 条例別表の基準の範囲内における掘削用機械の数の増減、破碎若しくは選別のための施設、運搬用機械若しくは洗浄のための施設の位置の変更又はそれらの機械若しくは施設の規模若しくは能力の変更 (4) 条例別表の基準の範囲内における汚濁水処理施設、沈砂池、沈殿池その他の施設の能力の向上 (5) 条例別表の基準の範囲内、かつ、採石場の区域内における製品の ^{たい} 堆積場所の変更 (6) 採石場の区域内における掘削のための作業の用に供する道路の位置の変更 (7) 法第32条の2第1項第2号の業務管理者の変更

様式第1号 (第3条関係)

収入証紙はり付け欄
(消印しないこと。)

整 理 番 号	
審 査 結 果	
受 理 年 月 日	年 月 日
認 可 番 号	

年 月 日

採 石 計 画 認 可 申 請 書

職 氏 名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名 ㊦

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

登録年月日及び登録番号

電話番号

採石法第33条の規定により、次のとおり採石計画の認可を申請します。

1 採石場の区域	所 在 地		
	採 石 場 の 面 積	m ²	
	掘 削 区 域 の 面 積	m ²	
	最 終 高 低 差	m	
	境 界 の 明 示 方 法		
区域を明示する図面等		別添のとおり	
2 採取をする岩石の種類及び数量	種類	数量	(トン) m ³
3 採取の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 採石業務従事者数	人 (うち業務管理者の資格を有する者 人)		
5 岩石の賦存の状況	賦存の状況		
	確認方法		
6 採取岩石の用途			
7 採石の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	採石施工計画	別添のとおり	
	掘削勾配を確保するための設備		
8 採石に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	掘削作業計画	別添のとおり	
	岩石運搬計画	別添のとおり	
	汚濁水等処理計画	別添のとおり	
	採取跡地整備計画	別添のとおり	
9 廃土又は廃石の堆積の方法	廃土等堆積計画	別添のとおり	

注

- 1 印の欄は、記載しないこと。
- 2 「区域明示のための図面等」には、採石場の区域及び掘削区域、採石場内の破碎及び選別、洗浄、騒音等防止のための施設、火薬の保管場所、残土堆積場、製品の堆積場、沈砂池、沈殿池、汚泥の処理施設、排水路等の各施設、作業用道路、公道までの搬出経路等を示すこと。
- 3 「採石施工計画」は、工程（表土等除去、掘削、破碎及び選別、跡地整理）ごとに作成するものとし、使用する機械、設備その他の施設の種類及び能力、採取期間等を記載すること。
- 4 「掘削作業計画」は、掘削時の土砂崩れの防止の方法、掘削勾配、小段の設置、破碎及び選別のための施設の設置場所等を記載すること。
- 5 「岩石運搬計画」は、採石場の区域外に岩石を運搬するに当たって講ずべき、粉じん、騒音、振動等による災害防止の措置を記載すること。
- 6 「汚濁水等処理計画」は、採石により発生した汚濁水の処理方法、処理施設の措置等を記載すること。
- 7 「採取跡地整備計画」は、採取跡地の整備の方法、緑化等の施工方法、残壁の崩壊防止の措置等を記載すること。
- 8 「廃土等堆積計画」は、除去をした表土、廃土、廃石等の堆積の方法、堆積場の設置場所等を記載すること。

添付書類 知事が必要と認める書類

様式第2号 (第4条関係)

収入証紙はり付け欄
(消印しないこと。)

整 理 番 号	
審 査 結 果	
受 理 年 月 日	年 月 日
認 可 番 号	

年 月 日

認 可 計 画 変 更 認 可 申 請 書

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名 ㊦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

登録年月日及び登録番号

電話番号

採石法第33条の5第1項の規定により、次のとおり認可計画の変更の認可を申請します。

変更に係る認可計画の認可番号		
認可計画を変更する採石場の所在地		
変更に係る認可計画の項目		
変更の内容	変更後	
	変更前	
変更の理由		
その他		

注

- 1 印の欄は、記載しないこと。
- 2 変更が認可計画の複数の項目に該当する場合は、該当項目ごとに区別して記載すること。
- 3 「変更の理由」欄は、変更する理由を具体的に記載すること。
- 4 「その他」欄は、変更に伴う必要な採石法以外の法令の手續等について具体的に記載すること。

添付書類

- 1 認可計画の変更の内容がわかる資料
- 2 変更に係る認可計画の項目の内容とされている図面、計画等の変更があつた場合は、当該変更後の図面、計画等

様式第3号 (第4条関係)

整 理 番 号	
受 理 年 月 日	年 月 日

年 月 日

認 可 計 画 軽 微 変 更 届

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

登録年月日及び登録番号

電話番号

採石法第33条の5第2項の規定により、次のとおり認可計画の変更を届け出ます。

変更に係る認可計画の認可番号		
認可計画を変更する採石場の所在地		
変更に係る認可計画の項目		
変更の内容	変更後	
	変更前	
変更の理由		
その他		

注

- 1 印の欄は、記載しないこと。
- 2 変更が認可計画の複数の項目に該当する場合は、該当項目ごとに区別して記載すること。
- 3 「変更の理由」欄は、変更する理由を具体的に記載すること。
- 4 「その他」欄は、変更に伴う必要な採石法以外の他法令の手續等について具体的に記載すること。

添付書類

- 1 認可計画の変更の内容がわかる資料
- 2 変更に係る認可計画の項目の内容とされている図面、計画等の変更があった場合は、当該変更後の図面、計画等

様式第4号 (第6条関係)

業 務 状 況 報 告 書

年 月 日

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名

Ⓜ

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

登録年月日及び登録番号

電話番号

鳥取県採石条例第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

項 目	内 容		
1 採石場の所在地等	所在地	(面積 m ²)	
	採取地の地目		
	採石権の設定	有 〔設定期間：始期 年 月 日から 終期 年 月 日まで〕 無	
2 認可期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 採石に係る岩石の種類 及び計画数量	岩種	、数量 トン (m ³)	
	岩種	、数量 トン (m ³)	
	岩種	、数量 トン (m ³)	
4 採石の実施状況		実施状況	完了、完了予定日 又は実施予定日
	表土除去	完了・実施中・未着手	完了 年 月 日 完了予定 実施予定
	掘削	完了・実施中・未着手	完了 年 月 日 完了予定 実施予定
	破碎及び選別	完了・実施中・未着手	完了 年 月 日 完了予定 実施予定
	跡地整理	完了・実施中・未着手	完了 年 月 日 完了予定 実施予定
5 採石業務従事者数	人 (うち業務管理者の資格を有する者 人)		
6 産出品目及び採取実績	品 目		合 計

	1年間	m ³	m ³	m ³	m ³
	実績	トン	トン	トン	トン
	認可期	m ³	m ³	m ³	m ³
	間累計	トン	トン	トン	トン
7 残った廃土の処分量	報告年分		m ³ 認可期間累計		m ³
8 跡地の整備の実施状況	整備工法	のり面の整形・のり面の緑化・小段の設置・金網の設置・土堤の設置・石垣の構築・コンクリートよう壁の設置			
	施工状況				
9 排水路等の設置状況	集水路	排水路	沈砂池	沈殿池	
	設置・未設置	設置・未設置	設置・未設置	設置・未設置	
10 災害の発生の有無、災害の内容及びそれに対して講じた措置					
11 採石に当たって障害となった事項					

注 「採石の実施状況」欄は、報告する月の前年末現在の状況を記載すること。

添付書類

- 1 掘削状況等を示す図面（平面図、横断面図、縦断面図等）
- 2 岩石採取施工計画（様式第5号）のその2に施工実績を赤色で記載したもの
- 3 災害の発生の有無、災害の内容及びこれに対して講じた措置並びに採石に当たって障害となった事項に関し、知事が必要と認める資料

その2

採石場の所在地		開始年月日			3年目												摘要										
		開始年月日	終了年月日	数量	1年目			2年目			3年目																
認可期間	作業	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
	防護柵の設置及び撤去																										
	立木の伐採及び処分																										
	表土除去																										
	(表土採取予定量)																										
	表土管理																										
	岩石採取																										
	(岩石採取予定量)																										
	小段形成																										
	採取した岩石の管理																										
	法面緑化工																										
	排水路整備																										
	沈砂池整備																										
	残土・堆積物処理																										
	搬入・排出路の管理																										
	濁水流出管理																										
	採取跡地整地																										

注

- 各工程ごとに各項目に対応した計画等を別途作成し、当該計画等で工程ごとに遵守すべき具体的な基準を示すこと。
- 「工期」の欄は、それぞれの工程ごとに、岩石の採取計画の認可申請において合理的に必要な期間を月単位で記載すること。
- 各工程における作業が並行して行われるときは、それぞれの作業の流れ及びつながらを明らかにするようにその2を作成すること。
- 「表土等除去」欄は、表土、風化物、樹木等表土に付随して除去が必要なものを除去する工程を記載すること。
- 「掘削する土地の面積及び数量」欄は、掘削する土地についての面積又は数量を平方メートル単位又は立方メートル単位で記載すること。
この場合において、数量は、月々の採取量の累積についてその2を作成し、計画と実績を対比できるようにすること。なお、実績の数量が計画した数量を上回ることが確実な場合には、あらかじめ採取計画の変更認可の申請を行う必要があること。
- 「掘削勾配」及び「確保すべき安全距離」の欄は、掘削作業計画から転記すること。
- 「設備その他の施設」欄は、採石場への進入を防ぐための防護柵等それぞれの工程ごとに使用するものを記載すること。
- 「使用する機械」欄は、それぞれの工程ごとに使用する機械の名称、種類、能力及び台数を記載すること。書ききれない場合には、別紙を用いること。
- その2の各欄は、採取期間、記入項目等に応じて、適宜修正して記入すること。

添付書類 知事が必要と認める書類

様式第6号 (第8条関係)

掘 削 作 業 計 画

その1

		処 理 、 管 理 、 防 止 等 の 方 法									
岩石の種類等		露天採掘 (砕石用原石 ・ 石材用原石 ・ 工業原料用原石 ・ 風化岩石) ・ 坑内採掘									
岩種	数量	用途									
岩種	数量	用途									
岩種	数量	用途									
岩石の種類の確認の方法		試験 ・ 溝切り ・ その他 ()									
岩石の賦存の状況		地形 ・ 地質									
		賦 存 量					断 面 図				
岩石の賦存の状況確認の方法		試験 ・ 溝切り ・ その他 ()									
森林法の開発行為許可		必要 (許可済 年 月 日から 年 月 日まで、申請中 年 月 日頃許可見込み) ・ 不要									
進入防止措置		柵 ・ 境界表示板 ・ 危険区域表示板 ・ その他 ()									
周辺土地の利用状況		鉄道： m 道路： m 河川： m 公園： m 墓地： m 学校： m 病院： m 集落： m その他 ()									
隣接地との間の保全距離		必要 ・ 不要 (範囲) ; 理由									
		利用状況 道路、河川、鉄道等公共施設 (辺) ・ 家屋等 (辺) ・ 森林開発許可が必要な区域 (辺) ・ その他 (辺) に利用： 辺									
		保全距離 辺 m ・ 辺 m ・ 辺 m ・ 辺 m ・ 辺 m									
掘削方法		露天採掘 (階段採掘 ・ 階段採掘 (オープンシユート式)) ・ 坑内採掘 採掘手段 手掘 ・ 機械掘									
掘削時の土砂崩れの防止措置等		表土等除去 度 (表土等に含まれるもの： 土砂 ・ 木 ・ 草 ・ その他 ()) 岩石の種類等： 掘削時 度 (掘削後の平均勾配 度) 岩石の種類等： 掘削時 度 (掘削後の平均勾配 度)									
		勾配の確認 丁張り ・ その他 ()									
その他の措置											
落石等防止の措置		金網 ・ 土堤 ・ 石垣 ・ コンクリートよう壁 その他 ()									

その2

		処 理 、 管 理 、 防 止 等 の 方 法							
表土除去の幅	辺	m	・	辺	m	・	辺	m	
最終高低差		m	除外用の小段	幅	m	高低差	m	～	m
掘削時の小段	幅	m	高低差	m	毎、	m	～	m	
作業平地	幅	m	高低差	m	毎、	m	～	m	
騒音等発生防止措置	防音の機器の使用 ・ 防音壁 ・ 防護壁等の遮蔽物の設置 ・ 周辺施設の被覆 ・ 小割機の使用 ・ 集塵機の使用 ・ その他 ()								
火薬の使用	火薬の使用の有無		有 (年間予定使用量			kg、			個 (本)) ・ 無
	種類 :	量 :		kg、種類 :		量 :			kg
	(認可期間)	種類 :		kg、種類 :		量 :			kg
	使用の周知方法	サイレン ・ その他 ()		周知の時期					
	火薬の使用期間等	年	月	日から	年	月	日まで使用予定		
	火薬の使用方法	(時から	時まで	(平日のみ使用・休日も使用))				
	進入防止措置	見張人の配置 ・ 危険区域警戒標識の設置							
		その他 ()							
場内運搬用機械	名 称	規格・出力		能 力		台 数		備 考	

その3

		処 理 、 管 理 、 防 止 等 の 方 法			
		乾式		湿式	
破砕及び選別のための施設	破砕及び選別の方法	有 (規模・能力)	無	別添のとおり	別添のとおり
	破砕施設の有無	有 (規模・能力)	無	別添のとおり	別添のとおり
	選別施設の有無	有 (規模・能力)	無	別添のとおり	別添のとおり
	破砕及び選別のための施設の稼働時間	時 分から	時 分まで (平日)		
		時 分から	時 分まで (休日)		
	防音措置	防音装置の付いた機器の使用 ・ 遮蔽物の設置 ・ その他 ()			
	防振措置	防振装置の付いた機器の使用 ・ 防振装置の設置 ・ その他 ()			
	防塵措置	防塵装置の付いた機器の使用 ・ 集塵機の設置 ・ その他 ()			
	製品の堆積	堆積場所 ; 堆積の状況 ;			
	安全確保の措置	かん止堤の設置 ・ よう壁の設置 ・ その他 ()			
業務管理者の管理監督	管理事務所 名称	所在地	電話		
	業務管理者 氏名	連絡先			
	採石作業時間	時 分から	時 分まで (平日)		
		時 分から	時 分まで (休日)		
	業務管理者の現場監督	1 週間につき平均	日、1日につき平均	時間	
	監督上特に留意する事項				

注 この計画において、「休日」とは鳥取県の休日を定める条例に規定する休日をいい、「平日」とは休日以外の日をいう。

添付書類

- 1 業務管理者試験の合格証の写し
- 2 知事が必要と認める書類

様式第7号 (第8条関係)

岩 石 運 搬 計 画

容 内 容	
搬出主体	認可申請者 ・ 請負又は委託して搬出 (請負又は委託先) ・ 購入者
製品の運搬方法等	運搬に用いる車両等 トラック (トン・ 台、 トン・ 台、 その他 ()) 1日当たり車両等台数 (平均) トラック (台)、その他 (台) 国道又は県道までの搬出経路 搬出先
原石及び廃土石の運搬方法等	運搬に用いる車両等 トラック (トン・ 台、 トン・ 台、 その他 ()) 1日当たり車両等台数 (平均) トラック (台)、その他 (台) 廃土石堆積場等への搬入経路
積込用機械	名 称 規格・出力 能 力 台 数 備 考
運搬作業の時間	時 分 時 分 時 分 時 分 分 まで (平日) 分 まで (休日)
運搬中の措置	覆いの装着 ・ その他 ()
粉塵の発生防止	原石等積込場 散水 ・ 壁の設置 ・ その他 () 場内道路 舗装 ・ 散水 ・ 清掃 ・ その他 () 搬出用道路等 舗装 ・ 散水 ・ 清掃 ・ その他 () 近隣の公道 舗装 ・ 散水 ・ 清掃 ・ その他 ()
公道等汚損防止措置	洗車場の設置等 洗車場：有 (縦 m×横 m×高さ m) ・ 無 (理由) ・ スプレー、シャワー等による車への散水 ・ その他 () 公道等汚損時の措置 散水 ・ 清掃 ・ 補修 ・ その他 ()
過積載防止	検量の方法 出入口付近への検量器の設置 ・ その他 () 不正改造車への積込み
交通事故防止等	従業者等への教育 研修の実施 ・ 請負業者への研修依頼 ・ その他 () 交通事故防止を目的とする団体の設立 団体名 ;設置年月日 年 月 日 交通事故防止対策のための協議会への加入 協議会名 ;加入年月日 年 月 日 交通事故防止対策のための協議会への加盟 協定名 ;加盟年月日 年 月 日

注 この計画において、「休日」とは鳥取県の休日と規定する休日をいい、「平日」とは休日以外の日をいう。
添付書類 知事が必要と認める書類

様式第8号(第8条関係)

汚 濁 水 等 処 理 計 画

その1

汚濁水発生見込量		措 置 等 の 内 容				集水面積 m ²	集水面積 m ²	構 造	
		採石場内	想定降雨量	mm/時間(10年確率)	集水面積				
放流先水路		想定降雨量	mm/時間(30年確率)	集水面積	流出量	流下能力	構 造		
規 格		規 格	集水面積	流出量	流下能力	構 造	構 造		
採石場の区域外への汚濁水の流出防止措置	場 内	cm x cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤	掘込み・土堤		
		cm x cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤	掘込み・土堤		
		cm x cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤	掘込み・土堤		
		cm x cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤	掘込み・土堤		
	排 水 路	cm x cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤	掘込み・土堤	
		cm x cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤	掘込み・土堤	
		cm x cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤	掘込み・土堤	
		cm x cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤	掘込み・土堤	
汚濁水処理施設		規 格		面 積	貯水量	処理能力	対象流入量	構 造	
		沈 砂 池	m x m x m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤
貯留施設への流水経路		規 格		面 積	貯水量	処理能力	対象流入量	構 造	
		沈 殿 池	m x m x m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤
		沈 殿 池	m x m x m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤
		沈 殿 池	m x m x m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤
汚濁水処理施設		規 格		面 積	貯水量	処理能力	対象流入量	構 造	
汚濁水処理用薬品		薬品名		kg/m ³	kg/m ³	kg/m ³	kg/m ³	kg/m ³	
外部への放流方法及び量		放流方法		放流量	放流量	放流量	放流量	m ³ /秒	

その2

採石場の区域外への汚濁水の流出防止措置		措 置 等 の 内 容	
汚濁水処理装置	処理方法 処理能力	環流方式・その他 () m ³ /時間	
汚濁水処理	処理方法 処理能力	環流方式・その他 () m ³ /時間	
汚濁水処理	処理方法 処理能力	環流方式・その他 () m ³ /時間	
汚濁水処理	処理方法 処理能力	環流方式・その他 () m ³ /時間	
流出止め水路	規 模		
その他の施設	処理方法		
()	処理能力		
処理後の放流先	一級河川(国管理)・一級河川(県管理)・二級河川・その他の河川(砂防河川・水路・その他())		
放 流 量	m ³ /秒		
放流への同意	同意済・同意見込み () ・同意不要(理由)	年 月 日見込み	管 理 者
放流先流量	当初 m ³ /秒	開発後 m ³ /秒	計画(許容) 流量 m ³ /秒
乾燥の方法	天日乾燥(堆積期間 日)	人工乾燥(堆積期間 日)	
堆積場所			
堆積後の処理方法			

注 この計画は、採石場の形状が変わり、従前の流水経路、流出防止措置等により汚濁水の流出を防ぐことができないと計画時に想定されるときは、それぞれの形状に対応したものを作成すること。

- 添付書類
- 1 採石場の区域外への汚濁水の流出防止措置に係る施設の設置の状況を明らかにする資料及び各施設又は装置に流入が予想される汚濁水、泥等の量に応じた施設になっていることを示す資料
 - 2 汚泥の堆積場所を明らかにする資料
 - 3 知事が必要と認める書類

様式第9号 (第8条関係)

採 取 跡 地 整 理 計 画

採 取 跡 地 整 理 計 画		施 設 ・ 措 置 等 の 内 容
保全区域の崩壊防止		土留め施設 (石張工・ブロック張工・コンクリート張工・コンクリートブロックわく工・モルタル吹付工・網工) ・ その他 ()
残壁の崩壊等を防ぐ措置		のり面の整形 ・ のり面の緑化 ・ 小段の設置 ・ 金網の設置 ・ 土堤の設置 ・ 石垣の構築 ・ コンクリートよう壁の設置 ・ その他 ()
掘削後残壁の勾配	掘削後の平均勾配 度	
掘削後の小段	幅 m 高低差 m 毎、	m ~ m
進入防止措置	柵 ・ 境界表示板 ・ 危険区域表示板 ・ その他 ()	
跡地の埋立て	必要 ・ 不要 理由:	
	必要な場合の埋立措置の内容:	
跡地の緑化	緑化の必要性 必要 ・ 不要 (理由)	()
	緑化の目的 水土保全 ・ 景観保全 ・ 生態系保全 ・ その他 ()	
	緑化植物の種類 高木 ・ 低木 ・ 草本 ・ つる草 ・ その他 ()	
	緑化植物の名称	
	緑化の時期 年 月から 年 月まで	
	緑化の方法 種子吹付け ・ 植栽 ・ その他 ()	
跡地の防災措置の履行確保	保証機関 社団法人 鳥取県採石協会 (支部) ・ その他 ()	
	保証期間	
	保証内容	

その2

施設・措置等の内容	
	採取跡地の維持管理等採取跡地の整理において留意する事項

注 「跡地の緑化」欄は、他用途に利用するときは緑化の必要性の欄に不要と記載し、その理由を記載すること。

添付書類

- 1 保証機関及び保証内容を明らかにする資料
- 2 知事が必要と認める書類

様式第10号 (第8条関係)

廃 土 等 堆 積 計 画

設置場所		措 置 等 の 内 容	
面積	m ²	面 積	m ²
設置場所		基礎部の岩質	
堆積予定量	m ³	地盤面の整地：要(草・竹木等の除去・段切り・その他)	m ³
形状	のり面勾配	m：総垂直高さ	m
堆積する廃土等	脱水ケーキ・処理土・表土・その他		
堆積方法	水平層状堆積法・その他	理由	積上げ高さ
転落防止措置	よう壁(コンクリート・石積み・その他)		m/回
土留施設	要・不要(理由)	設置位置	
安定計算の結果	常時：>1.2、地震時：>1.0		
発生する廃土等の性状等	発生量	m ³ /日(総量)	m ³ ：強度
仮置の有無	有(理由)	場所	無(理由)
処理方法	最終処分・場内堆積・場外堆積・販売	用	その他
洗浄施設の有無	有(規模・能力)		別添のとおり
岩石等の搬入方法	トラック・ベルトコンベア・その他		m ³ /時間
洗浄水の取水箇所	河川水・地下水・その他		m ³ /日
洗浄水の取水方法	導水路設置・ポンプアップ・その他		
汚泥の発生状況	発生量	m ³ /日(総量)	m ³ ：性状
生成量	m ³ /日(総量)		m ³ ；性状
汚泥の粒子等の凝集のため加える物質(凝集剤)	種類	量	kg/m ³ 、種類
安定化措置	排水の良い廃土又は廃石との混合	混合する廃土等：	混合比
	石灰等改良材との混合	混合後の安定度：	混合比
	サンドイッチ工法(排水性の良い廃土、廃石等と脱水ケーキを交互に層状に堆積する工法)による堆積場への堆積	混合する改良材：	混合比
	その他の措置	混合後の安定度：	m：性状
		脱水ケーキの層の厚さ	m：性状
		排水するための層の厚さ	m：性状

洗浄施設等により生成される脱水ケーキ(湿式の岩石破碎施設、粉碎施設等による水洗に伴い副次的に生じる汚濁水に含まれる微粒の汚泥等を含む汚濁水を脱水したものをいう。以下同じ。)等への対応

その2

措 置 等 の 内 容	
洗浄施設等により生成される脱水ケーキへの対応	有効利用の方法 堆積用土砂としての活用・その他() 仮置の有無 有(場所) 理由 :理由 :環境影響防止措置()・無(理由)
汚泥、脱水ケーキ、処理土等の環境関連法規適合排水等の措置	確認された内容 確認した機関名 提出年月日 年 月 日 場外水排除施設 規模 構造 場内水排除施設 規模 構造
汚濁沈殿池	規格 m x m () m x m () m x m () 貯留施設への流水経路 汚濁水処理用薬品 薬品名 投入量 kg/m ³ 、薬品名 外部への放流方法及び量 放流方法 放流量
粉塵防止等の措置 堆積場の維持管理	芝張り・石張り・草本類等の種子の播種・植栽・その他() 計測施設 降水量(施設名) 性能 ・間隙水圧(施設名) 性能 点検内容 頻度 回/週・月 点検責任者氏名 資格等 計測記録簿 作成者 保管場所 保管期間 年 月 ~ 年 月

注 計画に記載された内容の確認に当たっては、所管保健所の産業廃棄物所管課等との連携を図ること。

添付書類

- 1 堆積場の設置に係る安定計算の結果を判断するために必要な資料
- 2 保健所等の機関に確認を受けたことを証する書類及び当該機関に提出した資料
- 3 排水措置に係る右施設の設置の状況及び流入が予想される汚濁水等の量に応じた施設になっていることを示す資料
- 4 知事が必要と認める書類

鳥取県砂利採取条例施行規則をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第20号

鳥取県砂利採取条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(採取認可の申請書)

第3条 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）第18条第1項の申請書は、採取計画認可申請書（様式第1号）によるものとする。

(変更認可の申請)

第4条 法第20条第1項の規定による申請は、認可計画変更認可申請書（様式第2号）を提出して行うものとする。

(埋戻し保証)

第5条 条例第6条第2号の規則で定める保証（以下「埋戻し保証」という。）は、次に掲げる機関（債務超過になっていること、破産の宣告を受けたこと等により、当該保証を行う機関として適当でないこと知事が認めるものを除く。）が行うものとする。

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき鳥取県知事の認可を受けて設立された同法第3条に規定する中小企業等協同組合で、当該組合に属する砂利採取業者のために必要な同法第9条の2第1項各号に掲げる事業を行うもの
- (2) 財団法人鳥取県建設技術センター
- (3) その他前2号に掲げる機関と同等の能力を有すると知事が認める機関

2 埋戻し保証の内容は、砂利採取場の砂利の採取後の埋戻しとする。

3 認可申請には、埋戻し保証を行う機関と締結した保証の契約を証する書類の写しその他の当該保証を受けていることが確認できる書類を添付するものとする。

(業務報告等)

第6条 条例第10条第1項の規定に基づく報告（以下「業務報告」という。）は、砂利採取業者が採取認可を受けた日及び前回の業務報告をした日からそれぞれ3月を経過した日の属する月の末日現在の業務の状況について、その翌月の1日から10日までの日（10日が鳥取県の休日定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日（以下「平日」という。）とする。）に行わなければならない。

2 砂利採取場が農地であるときは、前項に定めるところによるほか、次に掲げる状況となった日現在の状況についての業務報告を、その日から10日を経過する日までに行わなければならない。

- (1) 現に受けている採取認可に係る掘削を完了したとき。
- (2) 地下水水位線（当該砂利採取場において湧出した地下水等の水面と当該砂利採取場の掘削に係るのり面が交わる線をいう。以下同じ。）まで埋戻しを終了したとき。

(3) 地下水位線の上部の条例別表の4の項の基準の欄の(3)のイの(イ)に規定する上層との境界線(以下「上層線」という。)までの埋戻しを終了し、その段階における当該埋戻しの表面において、当該砂利採取場における排水を確保するために透水性のある土砂で埋戻しをすべき溝(以下「透水溝」という。)の開削を終了したとき。

(4) 埋戻しを完了したとき。

3 条例第10条第1項の規定に基づく報告は、業務状況報告書(様式第3号)を提出して行うものとする。

(認可状況の公表)

第7条 条例第11条の規定に基づく公表は、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対する資料の提供、県公報又は県の広報紙への登載その他の方法により行うものとする。

(採取認可の基準)

第8条 条例別表の1の項の基準の欄の(1)の規則で定める図面等は、5万分の1の縮尺の位置図、見取図、現況の実測平面図、実測横断面図、実測縦断面図、丈量図及び不動産登記法(明治32年法律第24号)第17条に規定する地図の写しとする。

2 条例別表の1の項の基準の欄の(3)の規則で定める方法は、境界杭又は境界標識くいの設置その他の知事が適当と認める方法とする。

3 知事は、次に掲げる場合において、採取の期間が1年以下では砂利採取及び跡地の埋戻しを適切に行うことができないと認めるときは、そのために必要な期間(月単位とする。)を1年に加えた期間を採取の期間として採取認可をすることができる。

(1) 採取に係る面積が1ヘクタールを超えるとき。

(2) 地下水位が高いため、跡地の埋戻しに当たり地盤を強化する必要があり、これに期間を要するとき。

(3) 埋戻しを12月から翌年3月までの間に行わなければならないとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、当該各号に掲げる事由と同等の事由があると認められるとき。

4 条例別表の3の項の基準の欄に掲げる事項は、砂利採取施工計画(様式第4号)に記載するものとする。

5 条例別表の4の項の基準の欄の(1)に掲げる事項は、掘削作業計画(様式第5号)に記載するものとする。

6 条例別表の4の項の基準の欄の(1)のアの規則で定める措置は、柵、境界の標識、危険区域を表示した板その他の知事が適当と認めるものの設置とする。

7 条例別表の4の項の基準の欄の(1)のウの砂利たいの堆積たいの深さ等に応じて規則で定める深さは、次の表の砂利の堆積たいの深さ等の区分に応じ、それぞれ同表の深さの欄に定める深さとする。

砂利 <small>たい</small> の堆積 <small>たい</small> の深さ等		深さ
1 農地 <small>たい</small> に堆積する場合	(1) 砂利 <small>たい</small> の堆積 <small>たい</small> が10メートル以上であると確認されているとき。	15メートル
	(2) (1)以外のとき。	10メートル
2 農地以外 <small>たい</small> に堆積する場合		15メートル

8 条例別表の4の項の基準の欄の(1)のウの砂利の種類等に応じて規則で定める深さは、5メートルとする。ただし、当該砂利採取場において地下水等ゆうが湧出するときは、その水面上0.5メートルの位置で幅2メートル以上の小段を設けるものとする。

9 条例別表の4の項の基準の欄の(1)のエの規則で定める角度は、次の表の砂利の種類等の区分に応じ、角度の欄に定める角度とする。ただし、地下水等ゆうが湧出する場合において、その水面下となる部分については、砂利の種類等を問わず、27度とする。

砂 利 の 種 類 等		角度
1	砂	34度
2	堅くしまった砂利	45度

3	堅くしまっていない砂利		40度
4	堅くしまった土	(1) 高さ5メートルまでの掘削面	45度
		(2) 高さ5メートル以上の掘削面	34度
5	堅くしまっていない土	(1) 高さ5メートルまでの掘削面	34度
		(2) 高さ5メートル以上の掘削面	27度

- 10 条例別表の4の項の基準の欄の(1)の力の規則で定める距離は、次の表の隣接地の利用状況の区分に応じ、距離の欄に定める距離とする。

隣接地の利用状況	距 離
1 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1号に規定する道路、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川、鉄道その他の公共施設が存するとき。	5メートルから10メートルまでの範囲内で防災上必要と認める距離
2 1の道路以外の道及び1の河川以外の水路が存するとき。	3メートル
3 宅地、墓地等で構築物が存するとき。	宅地、墓地等との境界から5メートル、かつ、構築物の先端から10メートル
4 1から3までに該当しないとき。	2メートル

- 11 条例別表の4の項の基準の欄の(2)に掲げる事項は、汚濁水等処理計画（様式第6号）に記載するものとする。
- 12 条例別表の4の項の基準の欄の(3)に掲げる事項は、採取跡地埋戻計画（様式第7号）に記載するものとする。
- 13 条例別表の4の項の基準の欄の(3)のイの(ア)の規則で定める措置は、次のいずれかの措置とする。
- (1) 透水溝を掘削し、これを透水性のある土砂で埋め戻して、透水層を設置すること。
- (2) 認可申請をした砂利採取業者が定めた埋戻し後の排水を確保する措置で、知事が適当と認めるもの
- 14 条例別表の4の項の基準の欄の(3)のイの(イ)の規則で定める土砂は、掘削前の表土、耕作に適した微細な土砂その他の知事が適切と認める土砂とする。
- 15 条例別表の5の項の基準の欄に掲げる事項は、砂利運搬計画（様式第8号）に記載するものとする。

(委任)

- 第9条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

収入証紙はり付け欄
(消印しないこと。)

整 理 番 号	
審 査 結 果	
受 理 年 月 日	年 月 日
認 可 番 号	

年 月 日

採 取 計 画 認 可 申 請 書

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

登録年月日及び登録番号

電話番号

砂利採取法第16条の規定により、次のとおり採取計画の認可を申請します。

1 砂利採取場の区域	所 在 地	
	砂利採取場の面積	m ²
	掘削区域の面積	m ²
	境界の明示方法	
	区域を明示する図面等	別添のとおり
2 採取をする砂利の種類及び数量	種類	数量 m ³
	種類	数量 m ³
3 採取の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 砂利の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	砂利採取施工計画	別添のとおり
	掘削勾配を確認するための設備	
5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	掘削作業計画	別添のとおり
	汚濁水等処理計画	別添のとおり
	採取跡地埋戻計画	別添のとおり
6 採取をした砂利の水切り方法及び設備その他の施設に関する事項	砂利運搬計画	別添のとおり

注

- 1 印の欄は、記載しないこと。
- 2 「区域明示のための図面等」には、砂利採取場の区域、砂利採取場内の選別、洗浄、騒音等防止のための施設、沈殿池、製品の堆積場等の各施設、作業道、公道までの搬出経路等を示すこと。
- 3 「砂利採取施工計画」は、工程（表土除去、掘削、選別及び洗浄、埋戻し）ごとに作成するものとし、使用する機械、設備その他の施設の種類、能力及び掘削をする土地の面積、掘削勾配、深さ、確保すべき保全距離等を記載すること。
- 4 「掘削作業計画」は、除去した表土等の処理方法、採取した砂利の管理の方法、掘削時の土砂崩れ、飛砂等の防止の方法及び廃土石の処理方法等を記載すること。
- 5 「汚濁水等処理計画」は、砂利の採取により発生した汚濁水及び汚泥の処理方法、処理施設等を記載すること。
- 6 「採取跡地埋戻計画」は、埋戻し土砂等の種類、確保の方法、埋戻し工程、埋戻しの履行の確保のための保証措置等を記載すること。
- 7 「砂利運搬計画」は、砂利採取場の区域外に砂利を搬出するときに施す水切りの方法及び設備、砂利を搬出する車両が砂利採取場の区域外に出るときに配慮すべき事項等を記載すること。

添付書類 知事が必要と認める書類

様式第2号 (第4条関係)

収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)

整 理 番 号	
審 査 結 果	
受 理 年 月 日	年 月 日
認 可 番 号	

年 月 日

認 可 計 画 変 更 認 可 申 請 書

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

登録年月日及び登録番号

電話番号

砂利採取法第20条第1項の規定により、次のとおり認可計画の変更の認可を申請します。

変更に係る認可計画の認可番号		
認可計画を変更する採取場の所在地		
変更に係る認可計画の項目		
変更の内容	変更後	
	変更前	
変更の理由		
その他		

注

- 1 印の欄は、記載しないこと。
- 2 変更が認可計画の複数の項目に該当する場合は、該当項目ごとに区別して記載すること。
- 3 「変更の理由」欄は、変更する理由を具体的に記載すること。
- 4 「その他」の欄は、変更に伴う必要な砂利採取法以外の法令の手續等について具体的に記載すること。

添付書類

- 1 認可計画の変更の内容がわかる資料
- 2 変更に係る認可計画の項目の内容とされている図面、計画等の変更があった場合は、当該変更後の図面、計画等

様式第3号 (第6条関係)

業 務 状 況 報 告 書

年 月 日

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名

㊤

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

登録年月日及び登録番号

電話番号

鳥取県砂利採取条例第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

項 目	内 容					
1 砂利採取場の所在地等	所在地	(面積 m ²)				
	認可内容	期間	年 月 日から 年 月 日まで			
		番号		数量	m ³	
2 砂利採取状況	現在の工程	表土除去・掘削・選別及び洗浄・埋戻し				
3 産出品目及び採取実績	品目	砂利	砂	玉石	玉石砕石	合計
	3月計	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
	累計	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
4 埋戻しの実施状況	埋戻し工程の区分			次の作業の時期		
	最深部まで掘削終了			土砂等の埋戻し	年 月 日	
	地下水位線まで埋戻し終了			透水溝開削開始	年 月 日	
	上層線まで埋戻し終了・透水溝の開削終了			表土埋戻し開始	年 月 日	
	埋戻し完了			完了報告予定	年 月 日	
5 災害の発生の有無、災害の内容及びこれに対して講じた措置						
6 砂利の採取に当たって障害となった事項						

注

- 1 埋戻しの経過に基づき報告する際には、項目1の内容の欄の砂利採取場の所在地及び項目4の内容の欄のすべてについてのみ記載すること。
- 2 「砂利採取状況」欄は、報告する月の前月末現在の状況を記載すること。
- 3 「埋戻しの実施状況」の次の作業の時期の欄には、埋戻しの工程の区分に応じ、当該区分の作業が終了しているときは実施した時期を、報告後作業を行うときは実施予定時期を記載すること。

添付書類

- 1 産出品目及び報告前3月の砂利の採取実績に関し、1日当たりの採取実績を明確にする書類
- 2 砂利採取施工計画(様式第4号)のその2(報告時点までの実績を記載すること。)

- 3 災害の発生の有無、災害の内容及びこれに対して講じた措置並びに砂利の採取に当たって障害となった事項
に関し、知事が必要と認める資料

その2

所 在 地	業 種	開始 年 月 日 終了 年 月 日	年												摘 要
			10		11		12		1		2		3		
			月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	
	防護柵の設置及び撤去														
	表土の除去														
	表土の管理														
	砂利採取														
	(砂利採取予定量)														
	採取した砂利の管理														
	採取跡地埋戻し														
	採取跡地整地														
	掘削・搬出路の管理														
	湧水流出管理														

- 注
- 1 各工程ごとに各項目に対応した計画等を別途作成し、当該計画等で工程ごとに遵守すべき具体的な基準を示すこと。
 - 2 「工期」の欄は、それぞれの工程ごとに、砂利の採取計画の認可申請において合理的に必要な期間とし、月単位で記載すること。
 - 3 「掘削する土地の面積及び数量」の欄は、掘削する土地についての面積又は数量を平方メートル単位又は立方メートル単位で記載すること。また、数量については、日々の採取量の累積についてその2を作成し、計画と実績を対比できるようにすること。なお、実績の数量が計画した数量を上回ることが確実な場合には、あらかじめ採取計画の変更認可の申請を行う必要がある。ただし、その2は、採取期間、記入項目等に応じて、適宜修正して記入すること。
 - 4 「掘削勾配」、「深さ」及び「確保すべき保安距離」の欄は、掘削作業計画から転記すること。
 - 5 「設備その他の施設」欄は、砂利採取場への進入を確実に防ぐことができる防護柵等それぞれの工程ごとに使用するものを記載すること。
 - 6 「使用する機械」欄は、それぞれの工程ごとに使用する機械の名称、種類、能力及び台数を記載すること。書ききれない場合には、別紙を用いることも可とする。
 - 7 その2は、採取期間、記入項目等に応じて、適宜修正して記入すること。
- 添付書類
- 1 各工程における作業が並行して行われるときは、それぞれの作業の流れ及びつながりを明らかにする資料
 - 2 知事が必要と認める書類

様式第5号(第8条関係)

掘 削 作 業 計 画

その1

		処理、管理、防止等の方法	
砂利の採取区域の区分	陸・山・河川・海・その他()		
砂利の賦存の状況			
砂利の賦存の状況確認	試掘・溝の切り開き・その他()		
農地法の転用許可	必要(許可済)	年月日から年月日まで、申請中	年月日頃許可見込み)・不要
森林法の林地開発許可	必要(許可済)	年月日から年月日まで、申請中	年月日頃許可見込み)・不要
進入防止措置	柵・境界表示板・危険区域表示板・その他()		
除去をした表土等の処理	除去方法	手堀・機械堀・その他()	
	除去した表土の処理方法	埋戻しに利用(表土埋戻し用・その他埋戻し用)・販売処理・その他処分による処理	
	処理形態	場内一時保管・砂利採取場外へ搬出(場所: その他()	
	隣接地の侵食防止の措置	築堤・板囲い・土留め・その他の措置()	
採取をした砂利の管理	管理形態	場内一時保管・直接販売搬出	防災上の措置
		場外へ搬出し仮置(場所: 年月日~年月日)	築堤・板囲い・土留め・ その他の措置
	管理期間	年月日~年月日	
	管理環境	道路・河川等公共施設	有・無 住宅 有・無
掘削をする深さ等	砂利の堆積の深さ		
	砂利の採取を行う土地の用途	農地(畑地(作物の種類)・その他(作物の種類)) その他()	
掘削時の土砂崩れの防止措置	掘削をする深さ(最深部)	m	
	小段の設置	有() mごと、幅 m)・無	地下水位 有(最深部から m、地表面から m)・無
	砂利の種類等	砂・堅くしまった砂利・堅くしまった砂利・堅くしまった土・堅くしまっていない土	
	掘削勾配	度(水面下 度)	勾配の確認 丁張り・その他()
	掘削時の小段	小段の幅 m以上 :	設ける小段の高低差 m以内
	排水措置	排水ポンプ 台(能力: 1 台目	: 2 台目
	その他の措置	築堤・板囲い・土留め・その他の措置()	
掘削終了後の形状	窪地(埋戻し必要)・平地(埋戻しが要・不要(理由)・整地のみ) ・のり面(崩落防止等防災措置 緑化・金網の設置・土えん堤・その他()		

その2

処理、管理、防止等の方法	
隣接地との間に設ける保安距離	利用状況 道路等 (辺) ・道等 (辺) ・宅地等 (辺) ・その他 (辺) 保安距離 m、 辺 m、 辺 m、 辺 m 飛砂等の防止 防砂金網・ネット・板柵等の施設 (高さ m、目の大きさ cm × cm) その他の措置 ()
騒音の防止措置	設置時期 年 月 日 機械等の使用時間 午前 時 分 ~ 午後 時 分 (時期によって変更: 時期 時 分 ~ 時期 時 分)
公道等汚損防止措置	機械等についての 防音措置が施された機械の使用 ・ 機械への防音装置の取付 ・ 防音壁等防音施設の設置 ・ 騒音防止措置 () 洗車場の設置等 洗車場: 有 (縦 m × 横 m × 高さ m) ・ 無 (理由) その他の措置: 散水・清掃・補修・その他 ()
業務主任者の管理監督	管理事務所 名称 所在地 電話 業務主任者 氏名 連絡先
	砂利採取作業時間 午前 時 分から 午後 時 分まで (平日) 午前 時 分から 午後 時 分まで (休日) 業務主任者の現場監督 1週間につき平均 日, 1日につき平均 時間 監督上特に留意する事項

添付書類

- 1 業務主任者試験の合格証の写し
- 2 知事が必要と認める書類

様式第6号 (第8条関係)

汚 濁 水 等 処 理 計 画

その1

採取場内	措 置 等 の 内 容		集水面積	m ²				
	想定降雨量	mm/時間 (年確率)						
放流先水路	規 格	集水面積	流出量	流下能力	構 造			
汚濁水発生見込量	cm x cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒	構 造			
	cm x cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒				
	cm x cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒				
	cm x cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒				
砂利採取場の区域外への汚濁水の流出防止措置	cm x cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒	構 造			
	cm x cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒				
	cm x cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒				
	cm x cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒				
汚濁水処理施設	規 格		面 積	貯水量	処理能力	対象流入量	構 造	
	沈	m x m x m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤	
	砂	m x m x m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤	
	池	m x m x m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤
		m x m x m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤
	規 格		面 積	貯水量	処理能力	対象流入量	構 造	
	沈	m x m x m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤	
	殿	m x m x m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤	
	池	m x m x m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤
		m x m x m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤
	貯留施設への流水経路							

その2

措置等の内容																													
砂利採取場の区域外への汚濁水の流出防止措置	<table border="1"> <tr> <td>処理方法</td> <td>環流方式・その他()</td> </tr> <tr> <td>汚濁水処理能力</td> <td>m³/時間</td> </tr> <tr> <td>汚濁水処理方法</td> <td>環流方式・その他()</td> </tr> <tr> <td>汚濁水処理能力</td> <td>m³/時間</td> </tr> <tr> <td>汚濁水処理方法</td> <td>環流方式・その他()</td> </tr> <tr> <td>汚濁水処理能力</td> <td>m³/時間</td> </tr> <tr> <td>汚濁水処理方法</td> <td>環流方式・その他()</td> </tr> <tr> <td>汚濁水処理能力</td> <td>m³/時間</td> </tr> <tr> <td>汚濁水処理用薬品</td> <td>薬品名: , 投入量 kg/m³; 薬品名 , 投入量 kg/m³</td> </tr> <tr> <td>外部への放流方法・量</td> <td>放流方法 放流量 m³/秒</td> </tr> <tr> <td>流出止め水路</td> <td>場内水路: 流末水路:</td> </tr> </table>	処理方法	環流方式・その他()	汚濁水処理能力	m ³ /時間	汚濁水処理方法	環流方式・その他()	汚濁水処理能力	m ³ /時間	汚濁水処理方法	環流方式・その他()	汚濁水処理能力	m ³ /時間	汚濁水処理方法	環流方式・その他()	汚濁水処理能力	m ³ /時間	汚濁水処理用薬品	薬品名: , 投入量 kg/m ³ ; 薬品名 , 投入量 kg/m ³	外部への放流方法・量	放流方法 放流量 m ³ /秒	流出止め水路	場内水路: 流末水路:						
処理方法	環流方式・その他()																												
汚濁水処理能力	m ³ /時間																												
汚濁水処理方法	環流方式・その他()																												
汚濁水処理能力	m ³ /時間																												
汚濁水処理方法	環流方式・その他()																												
汚濁水処理能力	m ³ /時間																												
汚濁水処理方法	環流方式・その他()																												
汚濁水処理能力	m ³ /時間																												
汚濁水処理用薬品	薬品名: , 投入量 kg/m ³ ; 薬品名 , 投入量 kg/m ³																												
外部への放流方法・量	放流方法 放流量 m ³ /秒																												
流出止め水路	場内水路: 流末水路:																												
処理後の放流先	一級河川(国管理)・一級河川(県管理)・二級河川・その他の河川(砂防河川・水路・その他()) 放流への同意 同意済・同意見込み(年 月 日見込み) 管理者 ・同意不要(理由)																												
汚泥の処理方法	<table border="1"> <tr> <td>放流先流量</td> <td>当初 m³/秒</td> <td>開発後 m³/秒</td> <td>計画(許容)流量 m³/秒</td> </tr> <tr> <td>乾燥の方法</td> <td>天日乾燥(堆積期間 日)</td> <td>人工乾燥(堆積期間 日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>堆積場所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>堆積後の処理方法</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>地下水、井戸等への影響を防止する方法</td> <td>把握の方法</td> <td colspan="2">把握の方法</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対応策</td> <td colspan="2">対応策</td> </tr> <tr> <td></td> <td>井戸への流入を防ぐ措置</td> <td colspan="2">流入防止の板の設置・その他()</td> </tr> </table>	放流先流量	当初 m ³ /秒	開発後 m ³ /秒	計画(許容)流量 m ³ /秒	乾燥の方法	天日乾燥(堆積期間 日)	人工乾燥(堆積期間 日)		堆積場所				堆積後の処理方法				地下水、井戸等への影響を防止する方法	把握の方法	把握の方法			対応策	対応策			井戸への流入を防ぐ措置	流入防止の板の設置・その他()	
放流先流量	当初 m ³ /秒	開発後 m ³ /秒	計画(許容)流量 m ³ /秒																										
乾燥の方法	天日乾燥(堆積期間 日)	人工乾燥(堆積期間 日)																											
堆積場所																													
堆積後の処理方法																													
地下水、井戸等への影響を防止する方法	把握の方法	把握の方法																											
	対応策	対応策																											
	井戸への流入を防ぐ措置	流入防止の板の設置・その他()																											

注 この計画は、砂利の採取の進行により砂利採取場の形状が変わり、従前の流水経路、流出防止措置等により、汚濁水の流出が防げなくなると計画時に想定されるときは、それぞれの形状に対応したものを作成すること。

添付書類

- 1 砂利採取場の区域外への汚濁水の流出防止に係る施設の設置の状況を示す資料及びそれぞれの施設又は装置に流入が予想される汚濁水、泥等の量に応じた施設になっていることを示す資料
- 2 汚泥の堆積場所を明らかにする資料
- 3 知事が必要と認める書類

様式第7号 (第8条関係)

採 取 跡 地 埋 戻 計 画 内 容

埋戻し土砂等の数量		採取計画量		埋戻し土砂等確保数量		埋戻し土砂等の所在地		運 搬 経 路	
用途	種 類	数 量	種 類	種 類	数 量	所有又は販売者	埋戻し土砂等の所在地	運	搬 経 路
		m ³		m ³	m ³		m ³ 、透水層用： m ³ 、表土用： m ³		
		m ³		m ³	m ³				
		m ³		m ³	m ³				
		m ³		m ³	m ³				
		m ³		m ³	m ³				
埋戻し土砂等が産業廃棄物関係法令に適合することの確認		確認された内容		確認年月日		確認機関名		担当者氏名：	
埋戻し工程		最深部まで掘削終了		年 月					
		地下水位線までの埋戻し		年 月 ~ 年 月		(地下水位面の深さ：地表面から		m)	
		透水溝開削・上部埋戻し		年 月 ~ 年 月					
		表土の埋戻し		年 月 ~ 年 月		(表土の深さ		m)	
		埋戻し完了		年 月					
他の砂利採取場の埋戻し履行状況		認可番号		年 月 日 ~ 年 月 日		認可期間		年 月 日	
		所在地		年 月 日					
埋戻しの履行の確保のための保証措置		埋戻し完了		埋戻し未完了 (完了見込み		年 月 日)			
		保証機関		中小企業等協同組合に基づき設立された中小企業等協同組合 (
		保証期間		財団法人鳥取県建設技術センター・その他 (
		保証内容							
農地に復元するに当たっての措置		申請地の作付状況		有 (頻度		年に 回)・無			
		過去の湿害発生状況		透水層の設置・その他の措置 (
		排水確保の措置		表土：掘削前の表土・耕作に適した微砂・その他 (
		埋戻し土砂等		地下水水位線の一部：		透水層：砂・砕石・その他 (
				地下水水位線の一部：					

注

- 1 計画に記載された内容の確認に当たっては、所管保健所の産業廃棄物所管課等との連携を図ること。
- 2 砂利の採取を行う農地があるときは、農地としての機能を維持するのに必要な排水確保の措置をとり、及び表土の深さを確保するよう計画すること。
- 3 埋戻し土砂等の数量が確保されていることを証明する書類及び当該機関に提出した資料
- 4 砂利採取場の所在地を明らかにした図面及び埋戻し土砂等の履行状況を撮影した写真、図面等
- 5 保証機関及び保証内容を明らかにした資料
- 6 農地の復元の計画を表した図面並びに埋戻し土砂等の種類、表土の深さ、地下水水位線の位置、透水層の設置状況がわかる平面図、縦断面図及び横断面図

様式第8号(第8条関係)

砂 利 運 搬 計 画

内 容	
搬出主体	認可申請者・請負又は委託して搬出(請負又は委託先) ・ 購入者
運搬方法等	運搬に用いる車両等 ダンプトラック(トン、 台、 トン、 台)、その他() 1日当たり車両等台数(平均) ダンプトラック(台)、その他(台) 国道又は県道までの搬出経路 別添のとおり 搬出先
水切りの方法等	水切りの方法 仮置き・ 水抜き装置で脱水 ・ その他()
	水切りの施設等 仮置き地 縦 m、横 m
	水抜き装置 処理能力:
	その他()
砂利を搬出する車両の配慮すべき事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 水が垂れないような措置をとる。 2 運搬する砂利が荷台から落ちないような積載方法とする。 3 運搬する砂利が飛び散らないような措置をとる。 4 周辺の環境に配慮して、なるべく騒音を出さないようにする。 5 周辺に農地があるときは、当該農地に係る農作業等に支障が出ないよう配慮する。 6 その他()

添付書類

- 1 施設等の設置場所等を明らかにした資料
- 2 知事が必要と認める書類